

会 議 記 録 (概 要)

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	令和2年度第2回高松市総合都市交通計画推進協議会
開催日時	令和2年11月16日(月)14時00分～15時00分
開催場所	高松市役所13階大会議室
議題	議事 (1) 高松市地域公共交通再編実施計画について (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	—
出席委員	土井会長、紀伊副会長、四之宮委員、川上委員、齋藤委員(代理：藤内) 野口委員、寺師委員、西川委員、古川委員、土井委員、東原委員、 庄野委員、安達委員、手嶋委員、漆原委員、近藤委員(代理：藤井)、 國方委員、植松委員 オブザーバー：山本課長、萬藤課長(代理：杉) (欠席者：委員3名)
傍聴者	5人(傍聴席：10席を確保)、報道 0人
担当課及び連絡先	交通政策課 087-839-2138

審議経過及び審議結果

開会

(事務局)

本日は、委員の半数以上が出席しているため、当協議会設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立する。

1 議事

次の議事について協議し、下記の結果となった。

(1) 高松市地域公共交通再編実施計画について

・・・事務局から説明(資料1)

以後審議

(委員)

今年度実施した、第1段の再編の際は、再編を行うことで収支率を向上させていくということから、第2段、第3段と続けていくということだったと思う。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響については、各交通事業者から四国運輸局にも情報提供いただいているが、いずれも過

去に例を見ない大変な状況にあるということは理解している。今回、このような再編の方向性を示されたことは想像できることではあるが、留意していただきたいところがある。

地域公共交通再編事業の趣旨は、路線等の変更によって利便性と効率性のバランスを取りつつ再編し収益に変えていく、構造的変更による公共交通の基盤強化を行う取組である。この事業計画の取組をこれまで検討されていたということで、場合によっては厳しい今こそ、構造改変をするべきだということを頭に入れておいていただければと思う。新型コロナウイルス感染症拡大による影響が、利用者の目減りだけなのであれば、構造転換する方が事業者にとっても負担が無く、ひいては公共交通の活性化再生にもつながる可能性があるのではないかと考えている。

他方、新型コロナウイルス感染症拡大による利用者の減少の理由が、再編をしようとしているエリアで行動変容が起これ、局所的に人が少なくなってしまった等、再編による構造的基盤強化が意味を成さなくなっているということであれば、市の示す「ニュー・ノーマルな再編」を、引き続き考えていく必要があるのではないかと考える。乗降情報の精査等行いながら、今後の持続可能な公共交通ネットワークの再構築について、早急に検討いただく必要があると考えている。

(事務局)

市としては、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの考え方を大きく転換することは考えておらず、鉄道を基軸としたバス路線の再編を進めていかなければならないと思っている。ただ、今まで効率性を求めることで事業者の経営が成り立つ面があったかと思うが、感染リスクの減少と効率性という、相反する部分が出てくる。バスをフィーダー化し電車に乗り換える場合、電車側が密になるということも考えられ、このような事象等について検証が必要ではないかと考えている。

(委員)

資料の P7 に記載のある、コミュニティ協議会や NPO 等が主体となって、移動支援を実施している地域はどれくらいあるか。

(事務局)

社会福祉協議会において、買い物支援という形で運行されている地域がある。また、社会福祉法人においても、買い物支援や通院支援として地域の足を確保している事例が、いくつか見受けられている。

(会長)

再編に関わるところで、バスが非常に重要な鍵となるが、ことでんバスの現況についてお伺いしたい。

(ことでんバス)

新型コロナウイルス感染拡大により、人と人が接触する機会を減らす努力がなされている。また、不要・不急の外出を避けると共に、やむを得ず外出する場合においても、密閉・密集・密接の3密を極力避けるなど、感染拡大防止に向けた取組の徹底が求められている。

そのような中、公共交通機関の使命として、ほぼ 100%の運行を継続しているが、バスの利用者は減少の一途を辿り、弊社の収入も過去にない結果で、今年度上期は、収入が昨年度の 8 億円から 3 億 2 千万円で、対前年比 40%となっている。収支においては 2 億 8 千万のマイナスまで落ち込んでおり、まだまだ回復には至らない。

弊社としても交通インフラとしての責任を守りつつ、感染拡大の防止と社員の健康管理・感染リスクの軽減に努めていかなければならないとは考えているが、現時点では収束の目途も立たず、乗合バス事業存続の危機にも陥っている状況である。

市の再編実施計画に沿って協議していくところではあるが、収支状況を踏まえ、11 月 28 日の伏石駅第一期開業に伴う電車のダイヤ改正に合わせ、休日の利用の無い便について、減便を実施したいと考えている。

移動の確保のため乗合バスの運行を継続しているが、利用者は著しく減少している。役員報酬カットや車両計画の見直し等、諸経費の削減による自助努力を進めているが、収支の悪化による資金不足から乗合バスの運行ができなくなることが想定されるため、各方面、国、県、市の第二次、三次の支援を要望するところである。

(会 長)

四国運輸局に聞きたい。全国的な状況と照らし合わせ、これはかなり減少率が大きいものであるか。

(委 員)

歴史的に見ても公共交通事業者への影響がかなり大きいものであることは間違いないが、四国が特段突出しているわけではない。四国管区内では一定程度に収められており、定期利用は回復の目途が立ってきている。定期外においても 9 月以降回復基調が見られたが、昨今の全国的なコロナの状況を見ると不安なところがある。

(会 長)

再編実施計画については、大きな変更はないということで進めていただければと思う。さらに、再編実施計画の前提として、利便性と効率性のバランスを図るという観点から、必要であれば、基盤を強化するという方向も考えていただくことが、今後、高松及び周辺地域の交通においては重要な要素ではないかと思う。ぜひとも頭に入れて、作業を進めていただければと思う。

また、各部会においてもバスの深刻な状況を共有いただき、議論に反映させていただければと思う。

(2) その他

報告事項

・・・事務局から説明 (資料 2)

以後協議

(委 員)

今回、議論いただいた再編実施計画について情報提供をさせていただく。地域公共交通活性化再生法が改正され、11月27日に施行される。基本的に、市が目指す、地域公共交通を持続可能なものにしていくという方針は変わらないものだが、改正によって計画の内容の充実が盛り込まれた。目標設定として、事業者の収支等が努力義務として入れる流れになっている。評価についても計画の実施状況について毎年度の評価を努力義務化するなど技術的な改正がされる。交通の地域貢献についても着目しながら計画を立てる形となっており、計画の議論の際には改正事項を踏まえた議論をいただきたい。

(事務局)

次回、令和2年度第3回協議会について、来年2月頃の開催を予定している。

また、必要に応じて市民啓発部会や交通機能・結節部会の開催もお願いすることとなるので、よろしくお願ひしたい。日程は改めて調整させていただく。

閉会

以上